



研究生制度

北星学園大学研究生規程

- 第 1 条 本学において特殊の事項について研究しようとする者があるときは、学部又は研究科において選考のうえ研究生として入学を許可することがある。
- II 研究生は、指導教授の指導を受けて研究に従事するものとし、指導教授が必要と認めるときは、学部又は研究科の講義、演習及び実習に出席することができる。
- 第 2 条 研究生は、大学を卒業した者及びこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 第 3 条 研究生を志願する者は、次の各号に定める書類を学部長又は研究科長に提出しなければならない。
- 1 願 書（本学所定のもの）
 - 2 履 歴 書（本学所定のもの）
 - 3 最終出身校の卒業証明書及び成績証明書
- II 学部長又は研究科長は、学部教授会又は研究科委員会の議を経て、これを許可する。
- 第 4 条 研究生の許可は、原則として、学年の初めに行う。
- 第 5 条 研究生の研究期間は、原則として 1 年とする。
- II 学部長又は研究科長は、研究生の願い出に基づき、学部教授会又は研究科委員会の議を経て、研究期間の延長を許可することができる。
- 第 6 条 研究に要する実費は、別にこれを徴収する。
- 第 7 条 研究生で相当の成績があると認められた者には研究証明書を付与する。
- 第 8 条 研究生が退学しようとするときは、退学願を学部長又は研究科長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 第 9 条 研究生に適しないと認められた者は、教授会又は研究科委員会の議を経て学部長又は研究科長はこれを除籍する。
- 附則
この規程は、2002年4月1日から施行する。

科目等履修生制度

北星学園大学科目等履修生規程

- 第 1 章 総 則
- 第 1 条 北星学園大学学則（以下「大学学則」という）第32条から第34条又は北星学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第30条、第30条の2及び第31条に規定する特別科目等履修生、特定科目等履修生、一般科目等履修生、学内科目等履修生及び先取り科目等履修生（以下「科目等履修生」という）の取扱いは、この規程の定めるところによる。
- 第 2 条 学部長又は研究科長は、特別科目等履修生、特定科目等履修生、一般科目等履修生又は先取り科目等履修生として一又は複数の授業科目の履修を願いだた者については、履修を志願する授業科目の担当教育職員の承認及び教授会又は研究科委員会の議を経て科目履修生としての履修を許可する。
- 第 3 条 特別科目等履修生、特定科目等履修生又は一般科目等履修生としての授業科目の履修許可は、学期の始めに行う。
- II 先取り科目等履修生としての授業科目の履修許可は、前年度末に行う。
- 第 4 条 科目等履修生の履修期間は、6 月以上 1 年未満とする。
- 第 5 条 特別科目等履修生又は一般科目等履修生として授業科目の履修を許可された者は、許可の日から 14 日以内に所定の履修料並びに履修のための実験及び実習等に要する費用を納入しなければならない。
- II 納入した履修料その他の費用は、これを返還しない。
- III 特定科目等履修生の学費の納期については、大学学則第44条第 1 項及び第 3 項を準用する。
- IV 先取り科目等履修生の学費の納期については、大学院学則第40条第 1 項及び第 3 項を準用する。
- 第 6 条 特別科目等履修生、特定科目等履修生及び一般科目等履修生及び先取り科目等履修生には、所定の学生証を交付する。
- 第 7 条 科目等履修生が履修を停止しようとするときは、学部長又は研究科長に履修の停止を願い出てその許可を受けなければならない。
- 第 8 条 学部長又は研究科長は、履修料その他の費用を期日までに納入しなかった者及び科目等履修生に適しないと認められる者について、教授会又は研究科委員会の議を経て履修許可の取消をすることができる。
- 第 2 章 特別科目等履修生
- 第 9 条 特別科目等履修生として所定の授業科目の履修及び単位の修得を志願する者は、所定の特別科目等履修生願書に、次の各号に掲げる書類を添えて、履修しようとする授業科目を置く学部又は大学院の学部長又は研究科長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 1 所属大学長、学部長又は研究科長の履修依頼書
 - 2 在学証明書
- 第 10 条 学部長又は研究科長は、特別科目等履修生が特定の授業科目について、履修を修了し、所定の試験に合格した場合には、教授会又は研究科委員会の議を経て単位の認定を行い、単位取得証明書を交付する。
- 第 3 章 特定科目等履修生
- 第 10 条の 2 特定科目等履修生として授業科目の履修をできる者は、次の各号の一に該当し、履修を志願する授業科目を履修するに足る能力があると認められた者とする。
- 1 本学を退学した者で再入学を志願する者
 - 2 本学を除籍された者で復学を志願する者
- 第 10 条の 3 特定科目等履修生として所定の授業科目の履修及び単位の修得を志願する者は、所定の特定科目等履修生願書に、次の各号に掲げる書類を添えて、履修しようとする授業科目を置く学部の学部長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 1 履歴書（本学所定のもの）
 - 2 単位修得成績証明書（本学所定のもの）
- 第 10 条の 4 学部長は、特定科目等履修生が所定の授業科目の履修を修了し、所定の試験に合格した場合には、教授会の議を経て単位を授与する。
- 第 10 条の 5 特定科目等履修生が、止むを得ない理由により退学しようとするときは、大学学則第15条第 1 項及び第 2 項を準用する。
- 第 10 条の 6 学部長は特定科目等履修生に適しないと認められる者について、大学学則第16条第 1 項の第 1 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号を準用し、当該教授会の議を経て学長が除籍する。
- 第 10 条の 7 学部長は、特定科目等履修生が特定の授業科目について、履修を修了し、所定の試験に合格した場合には、教授会の議を経て単位の認定を行い、単位取得証明書を交付する。
- 第 4 章 一般科目等履修生
- 第 11 条 一般科目等履修生として授業科目の履修をすることができる者は、次の

各号の一に該当し、履修を志望する授業科目を履修するに足りる能力があると認められた者とする。

- 1 大学学則第8条又は大学院学則第7条に該当する者
- 2 その他高等学校又は大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

第12条 一般科目等履修生として授業科目の履修を志願する者は、所定の一般科目等履修生願書に、次の各号に掲げる書類を添え、履修を志望する授業科目を置く学部又は大学院の学部長又は研究科長に願い出なければならない。

- 1 履歴書(本学所定のもの)
- 2 最終出身学校の卒業証明書

第13条 学部長又は研究科長は、一般科目等履修生が、一又は複数の授業科目について、履修を修了し、所定の試験に合格した場合には、教授会又は研究科委員会の議を経て単位の認定を行い、単位取得証明書を交付する。

第5章 学内科目等履修生

第14条 学部長は、学内科目等履修生として所定の授業科目の履修を願い出た者について、履修を志望する授業科目の履修によって、その者が所属する学部及び学科の授業科目の学修並びに当該学部及び学科の教育に支障がないと判断した場合には、学内科目等履修生としての履修登録を許可する。

第15条 学内科目等履修生としての履修登録は、学年の始めとする。

第16条 学部長は、学内科目等履修生が履修登録した所定の授業科目の履修を修了し、所定の試験に合格した場合には、教授会の議を経て単位の認定を行う。

第6章 先取り科目等履修生

第17条 本大学院経済学研究科に進学を希望する者は、先取り科目等履修生として本大学院の授業科目を履修することができる。

II 先取り科目等履修生として授業科目の履修をすることができる者は、次の各号の一に該当し、履修を志望する授業科目を履修するに足りる能力があると認められた者とする。

- 1 経済学検定(ERE または ERE ミクロ・マクロ)でのランク判定がB+以上の者
- 2 経営学検定中級以上の者
- 3 同等と認める資格を有する者

III 先取り科目等履修生として授業科目の履修を志願する者が、本学経済学部3年次に在学し(次年度卒業見込み)、かつ、出願時累計成績が学科学位20%以内である場合には、前項各号に定める要件を充足したものとみなす。

第18条 先取り科目等履修生として所定の授業科目の履修及び単位の修得を志願する者は、所定の先取り科目等履修生願書に、必要がある場合には次の各号に掲げる書類を添えて、経済学研究科長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 1 履歴書(本学所定のもの)
- 2 経済学検定等成績票の写し

第19条 先取り科目等履修生としての履修登録は、学年の始めとする。

第20条 経済学研究科長は、先取り科目等履修生が特定の授業科目について、履修を修了し、所定の試験に合格した場合には、研究科委員会の議を経て単位の認定を行い、単位取得証明書を交付する。

附則

この規程は、昭和37年5月10日から施行する。

附則

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

この規程は、1992年4月1日から施行する。

附則

この規程は、1993年4月1日から施行する。

附則

この規程は、1994年4月1日から施行する。

附則

この規程は、1995年4月1日から施行する。

附則

この規程は、1996年4月1日から施行する。

附則

この規程は、1998年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2000年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2000年9月1日から施行する。

附則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2013年7月1日から施行する。

附則

この規程は、2019年4月1日から施行する。